

人権教育・啓発基本計画の事業実績（R 6 年度）

● 目次

人権問題全般	．．．．．	P 1 ～ P 5
1 同和問題	．．．．．	P 6
2 女性に関する人権問題	．．．．．	P 7 ～ P 1 0
3 子どもに関する人権問題	．．．．．	P 1 0 ～ P 1 6
4 高齢者に関する人権問題	．．．．．	P 1 6 ～ P 2 0
5 障害者に関する人権問題	．．．．．	P 2 1 ～ P 2 4
6 外国人に関する人権問題	．．．．．	P 2 5
7 病者等に関する人権問題	．．．．．	P 2 6
8 インターネット等による人権侵害問題	．．．．	P 2 7
9 さまざまな人権問題	．．．．．	P 2 8

● 事業実績の記載について

課題及び今後の方向性（昨年度記載分）	
上記の課題等を踏まえた R 6 年度 of 取組内容・実績	
方向性	課題及び今後の方向性

↑

今後の方向性を次の 6 つから選択
 【継続】 【改善】 【充実】 【縮小】 【休廃止】 【終了】

継続	前から行っていることをそのまま続けること。
改善	悪いところを改めて良くすること。
充実	足りていない部分を十分に満たすこと。
縮小	大きさや規模を小さく縮めること。
休廃止	業務の遂行を一時的に休むこと、又は将来にわたって永久に止めること。
終了	物事が終わってしまうこと、また、終えること。

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度の取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
人権問題全般	—	1 人権フェスティバル事業	分かりやすい身近な人権問題をテーマに、誰でも気軽に参加しやすい広がりのある人権フェスティバルを、大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会の加盟団体や女性団体等の参加・参画を得ながら開催する。	人権フェスティバルは、メインとなる講演者及び講演のテーマにより参加者の年齢層・参加人数に大きな変動が生じます。今回の講演は、令和5年6月に施行されたLGBT理解増進法に関連する内容でしたが、前年度より初参加の割合が下回りました。今後も市民の人権・同和問題に対する理解と認識を深めるためのきっかけ作りとなるよう、新たに興味を持って初めて参加する方を増やすための工夫が必要です。		人権・同和・男女共同参画課 人権・同和教育課
				大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会(市同推協)等との共催により、12月の人権週間に人権フェスティバルを開催し、部落解放同盟中央本部前委員長の組坂繁之さんを招き、第1部で講演会「差別をなくして人権を確立するために」と第2部で映画上映会「破戒」を行いました。参加者は450人(R5:250人)で、そのうち、初参加者の割合は23.5%(R5:26.4%)、30歳代以下の若年層の割合は17.3%(R5:16.7%)となりました。なお、当日は、手話通訳及び要約筆記を配置するとともに、車いす利用者のスペースを確保するなど、様々な人が参加しやすい環境を整えました。		
				【改善】	初参加者の割合は前年度を下回りましたが、若年層(30歳代以下)の割合は前年度を上回りました。講演者やその講演内容により参加者の状況は変動するものですが、R6年度のテーマは同和問題で、上映会の映画が有名な作品であることが影響したものと考えられます。今後も多くの市民が人権問題への関心を持てるように、人権フェスティバルのアンケート結果等から、開催日、開催時間、プログラム内容、周知の方法等に工夫を加え、取り組みます。	
		2 人権侵害等やセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発事業	①人権侵害の防止のための広報啓発を行う。 ②人権に関連の深い法律や社会制度等に関する講座や講演会等の開催を行う。	引き続き、今後も人権三法や「大牟田市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」等の周知啓発に努め、人権侵害の防止に努めます。		人権・同和・男女共同参画課 人権・同和教育課
①人権についての意識啓発を図るため、広報おおむた、ホームページ等を通じた啓発を行いました。広報おおむた掲載回数:11回 ②地域活動指導員が職場や地域からの派遣要請に応じ、人権研修会等の講師を務めました。講師派遣の情報発信につきましては、ホームページに掲載したり、当課が関わる事業等でチラシを配布したりしました。研修会等:34回(R5:35回)、参加者1,285人(R5:1,541人)						
				【継続】	今後も人権三法や「大牟田市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」等の周知啓発や講演会等の開催に努め、人権侵害の防止に努めます。	

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度の取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
人権問題全般	—	3 人権思想の普及事業	同和問題をはじめとする人権問題に対し、正しい理解と認識を深めるために、街頭啓発や広報・HP等による情報提供を行う。	今後も、同和問題をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざし、人権問題への正しい理解と認識を深めるため、市民への啓発及び情報提供に努めていきます。		人権・同和・男女共同参画課 人権・同和教育課
				・7月(福岡県同和問題啓発強調月間)と12月(人権週間[12月4日-10日])に街頭啓発を実施し、計1,200セットの啓発物品を配布しました。また、平成28年に施行された人権三法については、7月の市同推協・市同研の総会時や8月の実践交流会において周知に努めました。 ・各講演会等への初参加者や若年者層を増やすために、広報紙、愛情ねっと、LINE、FACEBOOK等を活用し、広く周知に努めました。		
				【継続】	今後も、同和問題をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざし、人権問題への正しい理解と認識を深めるため、広く市民への啓発及び情報提供に努めていきます。	
		4 人権・同和問題啓発事業	人権のまちづくりを推進する指導者の養成や広報紙・視聴覚教材等啓発資料の貸出などを通して、市民の人権意識の向上を図る。	若年層の参加率は前年度との比較で、人権学習会では6.2ポイント、人権・同和教育講演会では3.7ポイント増加し、人権連続講座では微減しました。 今後、これまでの周知方法に加えて、市内の高校や大学への直接の事業案内を行うなど、若年層へのアプローチを行います。		人権・同和教育課
				啓発事業として、人権学習会(4回)、人権・同和教育講演会及び人権連続講座(2回)を開催したところ、若年層(10～30代)の参加率は、それぞれ2.9%、21.1%、10.4%でした。 周知方法につきましては、報道発表や広報紙、ホームページへの掲載、LINE等SNSを活用するほか、大公協や民児協の会議における開催案内、学校をはじめとする市同研加盟団体への事業案内を行いました。		
				【継続】	若年層の参加率は前年度との比較で、人権学習会は14.1ポイント減少、人権・同和教育講演会では10.2ポイント増加、人権連続講座では9.0ポイントの減少となりました。 今後、啓発事業でのアンケート結果等から若年層へのアプローチの仕方を検討し、周知に取り組めます。	

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
人権問題全般	—	5 大牟田市公式ホームページ運用	本市のホームページの運用にあたり、人権の視点からの情報発信のあり方について、表現の方法やチェック方法等について周知を図る。 また、ホームページ作成に関する職員研修の際は、人権に配慮したホームページの表現や作成の仕方について、説明を行う。	ホームページは常時公開する情報通信手段であり、その文章や表現は常に注意する必要があります。職員への教育については、ページ作成者だけでなく、チェックをする承認者や決裁者にも必要であるため、階層別の研修を検討します。 また、令和6年度には全庁的な棚卸しを予定しており、古い記事の削除や現状に合わせた記事の修正を依頼するなどの対応も検討しています。		デジタル行政推進室
				人権に配慮したホームページとなっているか、個別記事の定期的なチェックを行っていますが、配慮に欠けた記事は見受けられませんでした。また、全庁的な棚卸しを実施し、古い記事の削除や現状に合わせた記事の修正を行いました。		
				【継続】	ホームページは常時公開する情報通信手段であり、その文書や表現は常に注意する必要があります。今後も、定期的なホームページの棚卸しや職員への教育を行うことで、人権に配慮したホームページの維持に努めます。	
		6 人権・同和問題職員研修① (新規採用職員研修)	大牟田市人材育成基本方針に基づき、市民から求められる職員の様々な意識・意欲や能力の一つとして、人権尊重意識の醸成を図るため、集合研修や職場研修、派遣研修を行い、様々な立場や考え方、生き方をもつ個々の人権についての意識啓発を行う。	職員の人権尊重意識の醸成を図る為、今後も継続して研修の実施、派遣を行い、人権問題について考える機会を設けていきます。		人事課
				「人権学習」の科目が設定されている福岡県市町村職員研修所主催の新規採用職員研修(前期)に新規採用職員45人、新任係長研修に主査・副主査昇任者29人が参加しました。		
				【継続】	職員の人権尊重意識の醸成を図る為、今後も継続して研修の実施、派遣を行い、人権問題について考える機会を設けていきます。	

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
人権問題全般	—	7 人権・同和問題職員研修② (部局別職員研修)	【再掲】 大牟田市人材育成基本方針に基づき、市民から求められる職員の様々な意識・意欲や能力の一つとして、人権尊重意識の醸成を図るため、集合研修や職場研修、派遣研修を行い、様々な立場や考え方、生き方をもつ個々の人権についての意識啓発を行う。	職員の人権尊重意識の醸成を図る為、今後も継続して研修の実施、派遣を行い、人権問題について考える機会を設けていきます。		人事課
				全職員を対象として、部局毎に人権・同和問題研修を実施。集合研修・DVD視聴研修とあわせて、1,265人が参加しました。		
				【継続】	職員の人権尊重意識の醸成を図る為、今後も継続して研修の実施、派遣を行い、人権問題について考える機会を設けていきます。	
		8 教職員への研修事業	教職員への不祥事防止(モラル研修)の取組として、各学校に服務規律委員会を設け、年3回の研修会を行う。	昨年に引き続き、福岡県では、児童生徒への性暴力を含む教職員によるわいせつ行為・ハラスメント等による不祥事が増加しています。また、教職員によるSNS等の不適切な利用や飲酒運転による不祥事も多発しています。本市といたしましては、今後は、ハラスメント防止に関する研修を継続するとともに、ハラスメント以外の不祥事に関する研修(重点項目:体罰防止)も実施し、取組の充実を図っていきます。		学校教育課
上記の課題を受け、年度始めの4月に定例校長会において、4月に「体罰・暴言防止強調月間」、11月～12月に「パワハラ・セクハラ防止強調月間」を設定することを周知し、取組を実施しました。取組内容としては、文部科学省作成の映像資料を用いて事例研修を行い、未然防止に努めました。また、直近の教職員による不祥事案も取り上げ、自分事として捉える工夫を行いました。講師の服務研修や会計年度職員への研修等も実施し、取組のさらなる充実を図りました。						
【継続】	昨年に引き続き、福岡県では、教職員によるSNS等の不適切な利用や児童生徒への性暴力を含む教職員によるわいせつ行為・ハラスメント等による不祥事が発生しています。本市といたしましては、今後は、学校における取組を把握するために各学校の不祥事防止研修会の視察を実施するとともに、自分事としてとらえる意識を向上させるために校内講師を全職員で分担するなど、取組の充実を図っていきます。					

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課	
				上記の課題等を踏まえたR6年度取組内容・実績			
				方向性	課題及び今後の方向性		
人権問題全般	—	9 職場におけるハラスメント防止事業	全ての職員において、人権が尊重され、快適な職場環境の下で働く権利が保障されることを目指し、また、職員の十分な勤務能力の発揮と、公務の円滑な運営を確保することを目的とした措置を総合的・組織的に講じ、ハラスメントの防止に取り組む。	ハラスメントについては、職場及び職員一人ひとりの意識の醸成が必要であるため、今後も様々な機会を捉えて全職員に対しさらなる周知を行っていきます。		人事課	
				管理職への周知を強化するため、新任課長等研修において「職場におけるハラスメント防止指針」の研修を実施しました。			
		10 広報活動推進事業	広報活動と広報紙編集について、新規採用職員に対する研修や、広報実務担当者対象の「折り込み原稿作成講習会」を開催し、その中で、さまざまな人権問題や男女共同参画の視点等について説明を行う。	【充実】	・厚生労働省の指針、人事院規則等の改正を踏まえ、「職場におけるハラスメント防止指針」を改訂します。 ・職場におけるハラスメントの相談について、これまでの内部相談窓口に加え、外部相談窓口を新たに設置し対応を強化することで、相談しやすい環境を整備します。 ・ハラスメントについては、職場及び職員一人ひとりの意識の醸成が必要であるため、今後も様々な機会を捉えて全職員に対しさらなる周知を行っていきます。		広報課
				【継続】	人権問題や男女共同参画の視点等について、人権・同和・男女共同参画課と情報共有を行い、広報実務担当者等を対象とした「広報研修」等を通じて、周知・説明を行います。また、広報紙やSNS、報道発表等の各種情報発信の際には、言葉の表現、写真、イラストの選定等について、同視点に基づいた確認を行い、適宜、関係課に助言等を行うなどし、周知・説明の機会確保に努めます。		

人権 問題	取り組みの 基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度の取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
1 同和問題	①人権・同和問題 啓発の推進 ・市民啓発活動の 充実 ・企業等における 啓発活動の推進	11【再掲】 3 人権思想の普及事業	同和問題をはじめとする人権問題 に対し、正しい理解と認識を深める ために、街頭啓発や広報・HP等によ る情報提供を行う。	【再掲 人権問題全般 3 人権思想の普及事業 参照】		
		②人権・同和教育の 推進 ・学校教育における 人権・同和教育の 推進 ・社会教育における 人権・同和教育の 推進	12 学校における人権・ 同和教育推進事業	各学校において、人権・同和教育の 全体計画を作成し、県教育委員会 作成の副読本「かがやき」や教材集 「あおぞら」を活用しながら、児童 生徒の実態に応じ人権・同和教育を 推進する。また、教職員研修につい ては計画的に授業を中心とした校 内研修会を開催し、教育活動にお ける人権・同和教育の充実に努め る。	副読本「かがやき」・教材集「あおぞら」「あおぞら2」を活用した授業づくりや「教職員の人権問題に関する認識の深化と人権教育に係る指導力向上のために」(福岡県教育委員会)や「男女共同参画教育 指導の手引き(改訂版)」等を活用した校内研修のさらなる充実を図ります。また、人権・同和教育に係るカリキュラム及び指導資料を活用した授業を実施し、検証を行い、児童生徒の人権感覚の育成を図ります。	
	市立小・中・特別支援学校全校において、副読本「かがやき」や教材集「あおぞら」「あおぞら2」を活用した校内授業研究会を児童生徒の実態に応じて実施しました。また、各種人権啓発資料を活用し、教職員の人権意識を図る研修を実施しました。さらに、人権・同和教育の充実に向けて、人権・同和教育カリキュラム検討委員会及び各校の人権・同和教育担当を中心にカリキュラム及び指導資料を作成し、授業を行いました。					
				【継続】	副読本「かがやき」・教材集「あおぞら」「あおぞら2」を活用した授業づくりや「教職員の人権問題に関する認識の深化と人権教育に係る指導力向上のために」(福岡県教育委員会)や「男女共同参画教育 指導の手引き(改訂版)」等を活用した校内研修のさらなる充実を図ります。また、人権・同和教育に係るカリキュラム及び指導資料を活用した授業を実施し、検証を行い、児童生徒の人権感覚の育成を図ります。	
		13 人権・同和問題職員 研修③	大牟田市人材育成基本方針に基づ き、市民から求められる職員の 様々な意識・意欲や能力の一つと して、人権尊重意識の醸成を図るた め、集合研修や職場研修、派遣研 修を行い、様々な立場や考え方、生 き方をもつ個々の人権についての 意識啓発を行う。	職員の人権尊重意識の醸成を図る為、今後も継続して研修の実施、派遣を行い、人権問題について考える機会を設けていきます。		人事課
	第48回筑後地区人権・同和教育研究集会に10人が参加しました。					
			【継続】	職員の人権尊重意識の醸成を図る為、今後も継続して研修の実施、派遣を行い、人権問題について考える機会を設けていきます。		

人権 問題	取り組みの 基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
2 女性に関 する人権 問題	①男女共同参画社会 への啓発・教育の 推進 ・学校、家庭、地域、 職場などあらゆる 場での啓発・教育 の推進	14 行政広報・出版物に おける表現について の意識啓発事業	行政の広報や出版物における女性 の人権尊重のための研修会を行 う。	庁内職員を広く対象とした「広報研修」を実施し、人権啓発等にかかる説明を行う。また、男女共同参画やLGBTなど、新たな視点への配慮について、広報紙やSNS、報道機関等への情報発信の際には、言葉の表現、写真、イラストの選定等、適宜、人権・同和・男女共同参画課と情報共有を行いながら、広報担当者への周知の機会確保に努めます。		広報課
				外部講師を招いた「広報研修」を実施し、研修の中で事例を交えながら人権問題や男女共同参画の視点等に基づいた説明を行いました。また、広報紙やSNS、報道発表書等、広報課を通じた情報発信の際、言葉の表現、写真、イラストの選定等、人権や男女共同参画の視点に配慮し、原稿提出の課へ助言を行いました。		
		【継続】		庁内職員を広く対象とした「広報研修」を実施し、人権啓発等にかかる説明を行います。また、男女共同参画やLGBTなど、新たな視点への配慮について、広報紙やSNS、報道機関等への情報発信の際には、言葉の表現、写真、イラストの選定等、適宜、人権・同和・男女共同参画課と情報共有を行いながら、広報担当者への周知の機会確保に努めます。		
		15 性別による固定的な 役割分担意識の解消 に向けた事業		①制度や慣行についての見直しを 促進するための意識啓発を行う。 ②男女共同参画を促進する市民活 動への支援を行う。	今後も、継続して制度や慣行についての見直しを促進するための意識啓発を行うとともに、男女共同参画の推進に取組む市民団体等の自主的な活動を促進するため、活動に係る助言や広報、情報提供等の支援を行います。	
男女共同参画週間に合わせて、広報おおむた(6月号)、ホームページ等を活用し啓発を行いました。また、男女共同参画センター情報誌「レインボー」(3月発行)にアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)について記事を掲載し、啓発に取り組みました。 11月には、福岡県ジェンダー平等フォーラムにおいて、男女共同参画社会をめざした講演を関市長が行いました。 また、市内各団体から推薦による実行委員会を設置し、講演会を実施するなどネットワーク形成に向けて支援しました。						
【継続】	今後も、継続して制度や慣行についての見直しを促進するための意識啓発を行うとともに、男女共同参画の推進に取組む市民団体等の自主的な活動を促進するため、活動に係る助言や広報、情報提供等の支援を行います。					

人権 問題	取り組みの 基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度の取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
2 女性に関する人権 問題	②女性の社会への更なる参画の促進 ・政策・方針決定の場への女性の参画の促進	16 政策・方針決定過程への女性の参画促進事業	市における政策・方針決定過程への女性の参画推進を行う。	審議会における女性の登用率は近年上昇傾向にあるものの、審議会の構成委員は団体の役職や充て職として推薦される場合が多く、組織の男性比率が高いことが影響し、第4次おおむた男女共同参画プランに掲げる目標(40%)にはまだ達していない状況です。 そのため、継続して、大牟田市審議会等の設置運営及び公開に関する要綱の登用に関する柔軟な運用及び各審議会所管課を通じて団体への女性登用の働きかけを行います。		人権・同和・男女共同参画課
				審議会の委員任命に当たっては、要綱に基づき、関係部局との事前協議を行うなど、総合政策課(所管課)と連携の上、適切な運用を行うとともに、登用率向上に努めました。審議会等委員への女性登用率は、35.9%と前年度より0.7ポイント増加しました。		
		17 企業、各種団体等における方針決定過程への女性の参画促進事業	①企業、各種団体等における方針決定過程への参画促進を行う。 ②講演会等への参加の呼びかけや啓発資料を配布などにより、男女共同参画についての意識啓発を行う。	国や県と連携し、企業や事業所、行政関係に対して、広報おおむたやホームページ等により、継続して女性活躍推進に関する情報提供を行います。 また、県と連携し、講演会の情報提供や、広報、ホームページ、センター情報誌、SNSなどを活用し男女共同参画に関する意識啓発を行います。		人権・同和・男女共同参画課
				商工会議所、産業振興課を通じて市内企業、南筑後農業協同組合などの各団体等に、国やあすばる(県)、関係機関からの女性活躍推進に関する様々な事業の情報提供を行いました。また、ホームページ等を活用するなど啓発を行いました。		
				【継続】	国や県と連携し、企業や事業所、行政関係に対して、広報おおむたやホームページ等により、継続して女性活躍推進に関する情報提供を行います。 また、講演会等への参加の呼びかけや、ホームページ、センター情報誌などを活用し男女共同参画に関する意識啓発を行います。	

人権 問題	取り組みの 基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
2 女性に 関する 人権 問題	③女性に対するあらゆる暴力の根絶 ・相談機能の充実 ・DV等被害者の自立支援 ・啓発の推進	18 女性に対する暴力を許さない意識づくりに向けた啓発事業	①女性に対する暴力を許さない意識づくりに向けた広報啓発を行う。 ②女性に対する暴力を許さない意識づくりに向けた講座等の開催を行う。	今後も、広報やホームページ、センター情報誌、SNS等の活用を行い、女性に対する暴力を許さない意識づくりに向けた啓発や研修会の開催などに取組めます。		人権・同和・男女共同参画課
				「女性に対する暴力をなくす運動」(内閣府:11月12日～25日)にあわせ、広報おおむた(11月1日号)や市ホームページにDV防止に関する記事を掲載しました。併せて、女性団体と連携し市庁舎をパープル・ライトアップするとともに、パープルツリーを市役所及び中央地区公民館に設置し、周知・啓発に取り組みました。 また、男女共同参画センター情報誌「レインボー」(3月発行)にDVに関する記事や相談窓口を掲載し啓発を行いました。		
		【継続】	今後も、広報やホームページ、センター情報誌、SNS等の活用を行い、女性に対する暴力を許さない意識づくりに向けた啓発や研修会の開催などに取組めます。			
		19 男女共同参画センターにおける相談事業	相談窓口や支援機関等について、広く周知を図るとともに、相談者に対する適切な対応・支援を行う。	今後も、広報やホームページ、センター情報誌、SNS等の活用を行い、女性に対する暴力を許さない意識づくりに向けた啓発や研修会の開催などに取組めます。		人権・同和・男女共同参画課
DV情報のカードやポスターを作成し、商業施設、医療機関及び地区公民館等の公共施設に設置し、広報おおむた(11月1日号)、市ホームページや男女共同参画センター情報誌「レインボー」(3月発行)に相談窓口や支援機関等を掲載し周知を図りました。 相談者への適切な支援のため、相談員の配置、専用電話の設置を行い、庁内及び福岡県女性相談所等関係機関と情報を共有することにより支援の方向性などの連携を図り、各種相談の対応に努めました。また、相談員については県等が主催する研修会等に参加することにより資質の向上に努めました。 相談件数:209件　DV相談件数:35件　研修会参加回数:14回						
【継続】	今後も継続し、相談窓口や支援機関等について、広く周知を図るとともに、相談者に対する適切な対応・支援を行います。					

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
2 女性に関する人権問題	③女性に対するあらゆる暴力の根絶 ・相談機能の充実 ・DV等被害者の自立支援 ・啓発の推進	20 母子保護の実施	DV被害者への相談・支援を関係機関との連携により行い、被害者の自立支援を図る。	関係課や関係機関との連携により、DV被害者等へ寄り添った相談対応を行うとともに、自立した生活ができるように支援します。		子ども家庭課
				男女共同参画センター等と連携して、母子保護の相談支援を実施しました。DV被害等により保護を必要とする母子について、市外の母子生活支援施設への入所措置を行っています。令和6年度に新たに入所した世帯はありませんでした。 令和6年度末入所者：なし		
				【継続】	関係課や関係機関との連携により、DV被害者等へ寄り添った相談対応を行うとともに、自立した生活ができるように支援します。	
3 子どもに関する人権問題	①「子どもの権利」の理解を深めるための啓発の推進 ・「子どもの権利に関する条約」の周知及び啓発活動の推進 ②地域での子育て支援の充実	21【再掲】 3 人権思想の普及事業	同和問題をはじめとする人権問題に対し、正しい理解と認識を深めるために、街頭啓発や広報・HP等による情報提供を行う。	【再掲 人権問題全般 3 人権思想の普及事業 参照】		
		22 地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感に対応するため、乳児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	子育て世帯の孤立を防ぐため、子ども同士・親同士が交流できる場や、子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる場の提供が引き続き必要です。 利用者からは相談機能の充実が求められています。 感染症対策など安全に配慮しながら、事業を実施します。利用者のニーズを踏まえ助産師による個別相談の機会を増やすなど、相談機能の充実に取組みます。		子ども育成課
		概ね3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い交流できる「つどいの広場」を開設しています。リズム遊びやおはなし会などのイベントや助産師・栄養士による個別相談などを定期的に行いました。 令和6年度は、利用者のニーズを踏まえ、助産師による個別相談の機会を増やすなど相談機能の充実に取り組みました。 登録組数：481組 利用組数：3,313組 利用者数：子ども…3,839人 大人…3,607人				
				【継続】	子育て世帯の孤立を防ぐため、子ども同士・保護者同士が交流できる場や子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる場の提供が引き続き必要です。 利用者や委託事業者から、子どもが安全に思い切り遊べるスペースの確保や遊具の設置のほか、飲食や保護者の休息、個別相談ができるスペース、利用者や子育てサポーターの駐車場の確保等が求められています。 利用者や委託事業者の声を踏まえ、つどいの広場の充実に向け検討を進めます。	

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度の取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
3 子どもに関する人権問題	②地域での子育て支援の充実	23 インターネット適正利用啓発事業	インターネットの適正な利用について、街頭啓発活動や講習会等を行い、青少年や保護者等の啓発を図る。	子ども・若者がインターネット上でのいじめ・トラブル・犯罪等の加害者・被害者にならないために、インターネットの適正利用に関する継続的な啓発が必要です。そのため、引き続き、「秋のこどもまんなか月間」などにインターネット適正利用の啓発を進めます。		生活安全推進課
				○11月の「秋のこどもまんなか月間」に「闇バイト・SNSトラブルから子どもを守ろう！」と題して、啓発チラシおよび啓発グッズ200セットの配布を行いました。 ○未成年者が使用する携帯電話のフィルタリング解除手続きの厳格化を求め、携帯電話事業者15店舗に立入調査を実施しました。		
				【継続】	子ども・若者がインターネット上でのいじめ・トラブル・犯罪等の加害者・被害者にならないために、インターネットの適正利用に関する継続的な啓発が必要です。そのため、引き続き、11月の「秋のこどもまんなか月間」などにインターネット適正利用の啓発を進めます。	
	③青少年の健全育成の推進	24 OMUTA少年よくし隊活動	少年センターや大牟田保護区保護司会、大牟田区更生保護女性会などの関係機関・団体が連携して青少年の指導活動を実施する。	新型コロナウイルス感染症の収束により、青少年の外出や補導・指導事案が増加傾向にあり、引き続き、関係団体と連携・情報共有し、一斉活動等の街頭指導活動を継続する必要があります。		生活安全推進課
				少年センターや学校、保護司会等の関係機関が連携し、年間計画に沿って街頭指導活動を行いました。 【実施回数】126回 【延従事者数】1,200人		
				【継続】	新型コロナウイルス感染症の収束により、青少年の外出や補導・指導事案が増加傾向にあり、引き続き、関係団体と連携・情報共有し、一斉活動等の街頭指導活動を継続する必要があります。	

人権 問題	取り組みの 基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
3 子どもに 関する人 権問題	③青少年の健全育成 の推進	25 街頭指導活動	繁華街や公園、ゲームセンターなど、少年がたむろしそうな場所を定期的に巡回し、問題行動の早期発見と非行の未然防止に取り組むとともに、青色パトカーによる昼夜間のパトロールや、児童生徒の下校時間帯に合わせた見守り活動を行う。	新型コロナウイルス感染症の収束により、青少年の外出や補導・指導事案が増加傾向にあり、引き続き、関係団体と連携・情報共有し、一斉活動等の街頭指導活動を継続する必要があります。また、通学路上での不審者情報も断続的に発生しており、引き続き、青色パトカーによる昼夜間のパトロールや、児童生徒の下校時間帯に合わせた見守り活動が必要です。		生活安全推 進課
				少年センターの指導員や職員が、少年の問題行動の早期発見と非行・被害防止を目的に、夜間に繁華街や遊技場など、少年がたむろしそうな場所を定期的に巡回し、街頭活動を行いました。また、児童生徒の下校時間帯に、見守り活動の一環として青色パトカーによる巡回活動を実施しました。 (街頭指導活動) (青パト巡回) 【延実施回数】366回 【延実施回数】242回 【延従事者数】1,777人 【延従事者数】466人		
				【継続】	新型コロナウイルス感染症の収束により、青少年の外出や補導・指導事案が増加傾向にあり、引き続き、関係団体と連携・情報共有し、一斉活動等の街頭指導活動を継続する必要があります。また、通学路上での不審者情報も断続的に発生しており、引き続き、青色パトカーによる昼夜間のパトロールや、児童生徒の下校時間帯に合わせた見守り活動が必要です	
		26 社会環境浄化活動	青少年の健全育成上、好ましくない有害な社会環境を浄化するため、福岡県青少年健全育成条例に基づき、店舗等への要望活動や立入調査を行う。	青少年の健全育成上、好ましくない有害な社会環境を浄化するためには、福岡県青少年健全育成条例の理解促進を図る必要があります。そのためには、対象店舗への継続的な啓発が必要であり、7月と11月に、福岡県青少年健全育成条例に基づき、専任指導員による要望書の配布や対象店舗への立入調査を行います。		生活安全推 進課
福岡県青少年健全育成条例に基づく立入調査を対象店舗に行うとともに、要望書の配布を行いました。 【立入調査実施店舗延数】86件 【要望書配布店舗数】86件 【対象店舗】図書類販売店・コンビニエンスストア・ビデオ店・カラオケ店・刃物取扱店・インターネットカフェ・玩具販売店等						
				【継続】	青少年の健全育成上、好ましくない有害な社会環境を浄化するためには、福岡県青少年健全育成条例の理解促進を図る必要があります。そのためには、対象店舗への継続的な啓発が必要であり、7月と11月に、福岡県青少年健全育成条例に基づき、専任指導員による要望書の配布や対象店舗への立入調査を行います。	

人権 問題	取り組みの 基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
3 子どもに 関する人 権問題	③青少年の健全育成 の推進	27 健全育成活動	青少年の健全育成を目的とした、「弁論大会」や「社会を明るくする運動キャンペーン」、「毛筆書写・標語作品展」等の事業を行う。	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の7月と「秋のこどもまんなか月間」の11月を中心として、関係機関と連携を図り事業を継続します。		生活安全推 進課
				「社会を明るくする運動強調月間」及び「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあたる7月と、「秋のこどもまんなか月間」の11月を中心に次の事業に取り組みました。 ○第74回“社会を明るくする運動”立ち上げ式〔7月〕 ○第72回青少年健全育成弁論大会〔11月〕 ○第36回青少年健全育成毛筆書写展及び第72回青少年健全育成標語作品展〔11月〕 【応募作品数】毛筆作品:137点、標語作品:108点		
				【継続】	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の7月と「秋のこどもまんなか月間」の11月を中心として、関係機関と連携を図り事業を継続します。	
		28 広報啓発活動	青少年の非行・被害防止のため、広報誌による啓発や街頭啓発活動を行う。	引き続き、街頭啓発活動等による広報啓発を行います。		生活安全推 進課
		○街頭啓発活動(11月) 街頭活動において「闇バイト・SNSトラブルから子どもを守ろう!」と題して啓発チラシと啓発グッズ200セットの配布を行いました。 ○11月の「秋のこどもまんなか月間」の啓発記事、関連行事を市HP、「広報おおむた」へ掲載しました				
				【継続】	引き続き、街頭啓発活動等による広報啓発を行います。	

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度の取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
3 子どもに関する人権問題	③青少年の健全育成の推進	29 PTA活動支援事業	児童・生徒の健全な育成を図るため、各単位PTAの連携を深め、活動の活発化に努めるとともに、より多くのPTA会員が積極的に活動に参加できるよう、活動内容の充実を図る。	○次年度は、南筑後ブロックPTA連合会研修会が本市での開催となります。研修会実行委員会を立ち上げ、遺漏のないよう準備を進める必要があります。 ○本市では「子ども・子育て応援条例」が制定されました。そこには、子どもの権利と保護者の役割、学校の役割等が明記されています。これらのことを意識した単位PTA・市P連の活動になるよう、支援していく必要があると考えます。		生涯学習課 (次世代育成担当)
				○南筑後ブロックPTA連合会研修会では、研修会実行委員会が立ち上がり、各部会に分かれ準備が進められました。そこでは熱心な議論が交わされ、より良い大会にしようとする姿勢がみられました。過去の研修会の資料を提示したり、各部会の計画書作成等に指導・助言をしたりしました。研修会は560名の参加者があり、成功裏に終わりました。 ○本市「子ども・子育て応援条例」については、家庭教育委員会をはじめ、市P連理事会等で、パンフレットを配布してその内容を解説しました。		
				【継続】	○市P連の性格上、その組織の継続性に課題があります。引継ぎを密にするとともに、会員の減少にともない、無理のない持続可能な活動となるよう、組織や諸行事の見直しが必要になると考えます。 ○「子ども・子育て応援条例」については、市P連理事会等でその内容を解説してきました。今後は各単P・市P連の活動目標や努力目標に取り入れていき、すべての会員が理解し、実践へとつなげていくよう促すことが必要だと考えます。	
	④青少年に関する諸問題への対応の充実	30 いじめ・不登校等への対応事業	各学校において、校内連絡会議、定期的なアンケート調査、チェックリスト、相談ポスト等により、いじめ・不登校等の早期発見、早期対応を行う。学校だけでは対応が困難なケースについては、学校と関係機関が連携した対応や、関係機関と市教育委員会が連携した対応を行うなど、学校への支援の充実を行う。	各学校において、校内連絡会議の実施、定期的なアンケート調査や、チェックリストの活用、相談ポストの設置、相談機関の周知等により、いじめ・不登校等の早期発見、早期対応を行います。 学校だけでは対応が困難なケースについては、SCやSSWの活用、学校と関係機関、市教育委員会が連携した対応を行うなど、学校への支援の充実を行います。		学校教育課 指導室
各学校において、毎月いじめ対策会議等の校内連絡会議の開催、児童生徒へのアンケート調査や教師によるチェックリストの実施、保護者アンケート、相談ポストの活用により、いじめ・不登校の早期発見・早期対応を行いました。また、児童生徒のタブレット端末に相談機関の一覧を表示するなどして、不安等を感じたときに相談しやすくなる環境を整えました。学校だけでは対応困難なケースについては、学校と教育相談室や教育支援センター、SCやSSWと連携した対応を円滑に行うことができるように支援しました。						
【継続】				各学校において、校内連絡会議の実施、定期的なアンケート調査や、チェックリストの活用、相談ポストの設置、相談機関の周知等により、いじめ・不登校等の早期発見、早期対応を行います。 学校だけでは対応が困難なケースについては、SCやSSWの活用、学校と関係機関、市教育委員会が連携した対応を行うなど、学校への支援の充実を行います。		

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度の取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
3 子どもに関する人権問題	③青少年に関する諸問題への対応の充実	31 子どもを虐待から守る取組み(児童家庭相談室の設置・運営)	児童虐待等の相談窓口を設置し、関係機関との連携により児童虐待等の早期発見・早期対応を図る。	関係機関との連携により、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応を図っていきます。		子ども家庭課
				相談窓口である子ども家庭相談担当の令和6年度相談実績は589人でした。 関係機関との連携においては、17の機関で構成する大牟田市子ども支援ネットワークの代表者会議を1回、ケースの進捗管理や支援方針を確認する実務者会議を14回、個別事案についての協議等を行う個別ケース検討会議を123回開催し、児童虐待等に対する早期の対応を図りました。		
				【継続】	関係機関との連携により、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応を図っていきます。	
		32 青少年や保護者等に対する相談事業	少年センター専任指導員が、悩みを持つ青少年自身やその保護者、知人などから相談を受け、指導助言を行うなど解決に向けての支援を行う。	SNSの普及をはじめとする少年を取り巻く環境の複雑化・多様化への対応が課題です。少年センターとしての今後の相談機能の在り方の検討も含めて、関係機関と連携し相談機能の強化に取り組めます。		生活安全推進課
		○相談対応時間 月曜～金曜(祝日を除く)9時～17時 ○令和6年度相談件数 メール相談: 延6件				
				【継続】	SNSの普及をはじめとする少年を取り巻く環境の複雑化・多様化への対応が課題です。少年センターとしての今後の相談機能の在り方の検討も含めて、関係機関と連携し相談機能の強化に取り組めます。	

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度の取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
3 子どもに関する人権問題	③青少年に関する諸問題への対応の充実	33 子ども若者相談おおむたカードの配布	電話やメール等による相談を受け、指導助言を行い、解決に向けての支援を行う。 市内の小・中・高校生等に電話番号やメールアドレス等を記載したカードを配布し、周知を行う。	少年センターとしての今後の相談機能の在り方の検討も含めて、関係機関と連携し相談機能の強化に取り組めます。		生活安全推進課
				悩みを抱えた児童・生徒が必要な支援を受けられるよう、相談先を記載した「子ども若者相談おおむた」カードを作成し、市内の学校・関係機関等への配布・周知に取り組みました。 ○配布先:小学校(5・6年)、中学校、高等学校、大牟田特別支援学校、有明工業高等専門学校、帝京大学、関係機関・団体等 ○配布総数:6,000枚		
				【継続】	少年センターとしての今後の相談機能の在り方の検討も含めて、関係機関と連携し相談機能の強化に取り組めます。	
4 高齢者に関する人権問題	①啓発活動・福祉教育の推進 ・福祉意識の啓発 ・福祉教育の推進	34【再掲】 3 人権思想の普及事業	同和問題をはじめとする人権問題に対し、正しい理解と認識を深めるために、街頭啓発や広報・HP等による情報提供を行う。	【再掲 人権問題全般 3 人権思想の普及事業 参照】		
	②高齢者の生きがい対策の推進 ・社会参加の促進 ・就業機会の確保	35 大牟田市高齢者生きがいづくり社会参加促進事業「アクティブシニアデビュー塾」	高齢者の学習機会及び学習成果を生かした活動の機会や、心と身体の健康づくりの機会を提供することで、生きがいづくりと社会参加の促進を図るとともに、介護予防の取り組みを推進するため、高齢者を対象とした講座を7地区公民館で実施する。	次世代を担う子どもたちを地域や社会全体で育むことを推進していくにあたり、豊富な人生経験、生活体験を有するアクティブシニアが自らの特技を生かして子どもたちの成長を促すとともに高齢者自らの生きがいや活躍の場を創出するため、今後も継続して事業を実施します。 令和6年度は「ボランティアデビュー編」、「健康実践デビュー編」、「地域デビュー編」として21講座を実施し、延べ1,388人が参加しました。 講座終了後は、新規に自主学習グループ14団体が結成され140人、講座の指導をした既存サークル等3団体へ11人が入会し継続的に活動を行っています。		生涯学習課 (地域学習担当)
	【継続】	次世代を担う子どもたちを地域や社会全体で育むことを推進していくにあたり、豊富な人生経験、生活体験を有するアクティブシニアが自らの特技を生かして子どもたちの成長を促すとともに高齢者自らの生きがいや活躍の場を創出するため、今後も継続して事業を実施します。				

人権 問題	取り組みの 基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
4 高齢者に関する人権問題	②高齢者の生きがい対策の推進 ・社会参加の促進 ・就業機会の確保	36 生きがいづくりの推進	①生涯活動の推進、②ボランティア活動の推進・支援、③老人クラブ、④生きがい就労対策といった社会参加の場の充実や活動を支援し、高齢者が今まで培ってきた技能や経験、地域の様々な社会支援を活かすとともに、地域に暮らす多世代の交流による生きがいづくりに向けた施策を展開する。	高齢者のライフスタイルに応じた生きがいづくりを支援するため、多様性や自主性を尊重しながら、長年の経験に基づく知識や技能を社会のさまざまな分野に活かす取組に努めます。 また、社会貢献活動を通じた生きがいづくりや介護予防につながる環境づくりに取組めます。		福祉課 (総務企画) 健康づくり課
				○単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援しました。会員の減少等の理由により1団体が解散、新たに2団体が新設されました。 (補助金交付団体数 令和5年度:36→令和6年度:37)		
				【継続】	高齢者のライフスタイルに応じた生きがいづくりを支援するため、多様性や自主性を尊重しながら、長年の経験に基づく知識や技能を社会のさまざまな分野に活かす取組に努めます。 また、社会貢献活動を通じた生きがいづくりや介護予防につながる環境づくりに取り組めます。	
	③各種サービス利用のための環境づくり ・相談体制の充実 ・情報提供の充実	37 地域包括支援センターの充実	地域包括支援センターには、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等が配置されており、地域住民の心身の健康の維持や生活の安定など、医療・介護・保健・福祉の向上と増進のために包括的かつ継続的な支援を行う。	地域包括支援センターでは、引き続き関係団体相互に連携し、虐待への対応及び防止に努めます。		福祉課 (総合相談)
虐待に関する相談は、令和6年度に新たに30件、継続して226件対応しています。地域包括支援センターでは、関係団体と連携して虐待の早期発見及び対応に努めており、地域における相談窓口としての機能を発揮しています。また、令和6年度より福祉課総合相談担当内に「基幹型地域包括支援センター」を設置し、市内6ヶ所の地域包括支援センターに助言・後方支援を行っています。						
				【継続】	・引き続き関係団体と連携し、虐待への対応及び防止に努めます。 ・地域包括支援センター職員1人1人に虐待対応に係る知識や経験に差があるため、コアメンバー会議に、社会福祉士に加え、他職種の職員も参加して実施することとしました。	

人権 問題	取り組みの 基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度 of 取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
4 高齢者に関する人権問題	③各種サービス利用のための環境づくり ・相談体制の充実 ・情報提供の充実	38 市民への情報提供	介護保険制度については、広報やホームページで広く周知を行うとともに、制度内容をわかりやすくまとめたパンフレット「高齢者の暮らしを応援します」を活用した出前講座を行い、積極的な情報提供に努める。	パンフレット「高齢者の暮らしを応援します」の作成にあたっては、市民に分かりやすく情報提供ができるような内容・レイアウトとなるよう努めます。今後も現在の取り組みを継続して行い、積極的な情報提供を行います。		福祉課 (総務企画)
				広報やホームページでの制度の周知を行うとともに、パンフレット「高齢者の暮らしを応援します」を作成し、ホームページに掲載しました。(毎年更新:最新版令和7年6月発行分) また、各地域包括支援センターや総合相談担当及び介護保険担当の窓口での相談時においても、「高齢者の暮らしを応援します」を活用し、積極的な情報提供に努めました。		
				【継続】	パンフレット「高齢者の暮らしを応援します」の作成にあたっては、市民に分かりやすく情報提供ができるような内容・レイアウトとなるよう努めます。今後も現在の取り組みを継続して行い、積極的な情報提供を行います。	
	④生活の継続性の尊重 ・地域との協働による見守り活動の充実 ・高齢者虐待に対する対応の強化 ・権利擁護体制の推進 ・地域認知症ケアコミュニティ推進事業の実施 ・認知症高齢者にかかる研究・研修の充実	39 地域における高齢者見守り体制の構築	地域包括支援センターにおいて地域組織・ボランティア団体・NPO法人等による様々な地域活動について把握し、医療機関・介護保険施設等の社会資源と連携した高齢者見守り体制の構築を進める。また、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員との相互連携のもと、校区社会福祉協議会を中心に地域特性や独創性を活かしながら、福祉委員やふれあい活動推進員が協力し、その地域に応じた小地域ネットワーク活動の輪が広がるように支援する。	今後も見守り意識の醸成のために、模擬訓練と連動した地域でのサポーター養成講座を実施していきます。		福祉課 (地域支援)
見守り意識の向上に資する認知症サポーター養成講座を市民、企業、学生等を対象に14回開催し、546人の方が受講しました。						
【継続】	今後も見守り意識の向上のために、校区単位で開催される模擬訓練と連動した認知症サポーター養成講座を実施していきます。また、外出支援・買物支援の観点から、店舗等の従業員等を対象とした企業版認知症サポーター養成講座を開催していきます。					

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課	
				上記の課題等を踏まえたR6年度取組内容・実績			
				方向性	課題及び今後の方向性		
4 高齢者に関する人権問題	④生活の継続性の尊重 ・地域との協働による見守り活動の充実 ・高齢者虐待に対する対応の強化 ・権利擁護体制の推進 ・地域認知症ケアコミュニティ推進事業の実施 ・認知症高齢者にかかる研究・研修の充実	40 権利擁護事業① (高齢者実態把握、虐待防止対応)	関係機関で組織する大牟田市高齢者・障害者権利擁護連絡会等をはじめ、担当校区の民生委員・児童委員や福祉委員等との連携や情報交換を行いながら、地域の高齢者の状況を可能な限り把握するとともに、虐待の早期発見や普段からの声かけ、見守りによって未然に防ぐというような虐待防止・対応の体制整備に努める。	引き続き、普及啓発や他職種、他機関との連携強化、虐待防止・対応の体制整備に努めるとともに、複雑な要因が絡み合い表に現れにくい養護者による虐待について介護サービス事業所の職員への研修等を通して予防や早期発見につながる体制を整備していく必要があります。		福祉課 (総合相談)	
				年4回開催した大牟田市権利擁護連絡会や、毎月1回開催した地域包括支援センターと弁護士との連携会議等、様々な会議の場で関係機関との連携の強化を図るとともに、虐待の防止や虐待対応の体制整備に努めました。また、令和6年12月に、様々な職種を対象として弁護士フォーラムを開催し、権利擁護に関する支援についての知識・理解を深めました。			
		41 権利擁護事業② (成年後見制度)	医療・介護・保健・福祉の関係機関について、権利擁護に直接関わる機関としての意識の醸成や、支援者主導ではなく本人本位の支援の啓発及び権利・財産を保護する「成年後見制度」の普及啓発と利用促進に努める。特に、平成26年4月から開設した大牟田市成年後見センターでは、制度に関する相談・支援や普及啓発、関係機関との連携による利用促進を図るとともに、市民後見人を養成しながら、後見業務の担い手として活用していく取組を行う。	【継続】	引き続き、権利擁護に関する普及啓発や多職種・多機関の連携強化、虐待対応の体制整備に努める必要があります。また、複雑な要因が絡み合い、表に現れにくい養護者による虐待について、福祉サービス事業所の職員への研修等を通して予防や早期発見につながる体制を整備していく必要があります。		福祉課 (総合相談)
				市民後見人登録数は前年より若干減っており、実働人数の割合は登録者数36名のうち22名(約61%)でした。また市民後見人の高齢化も進んでいるため、更なる市民後見人の養成が必要となっています。			
				・制度周知のため成年後見活用講座(全6回)や、支援の担い手となる市民後見人の養成講座(全7回)を実施し、市民後見人として新たに5名の登録がありました(令和6年度末時点で、39名が登録)。		福祉課 (総合相談)	
				【継続】	・高齢者の増加に伴い成年後見制度の活用を必要とする人の増加が見込まれるため、任意後見制度を含めた制度周知を図るとともに、法人後見の担い手として活動している市民後見人を増やす必要があります。 ・市民後見人を養成するため、研修や講座を実施するとともに、引き続き、制度周知を図ります。		

人権 問題	取り組みの 基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課	
				上記の課題等を踏まえたR6年度取組内容・実績			
				方向性	課題及び今後の方向性		
4 高齢者に関する人権問題	④生活の継続性の尊重 ・地域との協働による見守り活動の充実 ・高齢者虐待に対する対応の強化 ・権利擁護体制の推進 ・地域認知症ケアコミュニティ推進事業の実施 ・認知症高齢者にかかる研究・研修の充実	42 地域認知症ケアコミュニティ推進事業①	「認知症になっても、誰もが住み慣れた家や地域で安心して豊かに暮らし続けることのできるよう、地域全体で認知症の理解を深め、認知症の人と家族を支えるまちづくり」を目指して、本人やその家族、地域、関係機関等が一体となって「認知症SOSネットワーク模擬訓練」を実施しており、今後も事業の充実を図る。	令和6年度も気候等を考慮して11月に実施することとしています。今後は、準備段階から、認知症当事者の意見を事業に反映させるとともに、いざという時の訓練とするだけでなく、日ごろからの地域の見守り・声かけの重要性について考える機会となるよう努めていきます。		福祉課 (地域支援)	
				認知症であってもなくても安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民へ認知症の理解と見守りの重要性を啓発し、日常的な地域のネットワーク意識を高め、行方不明発生時のSOSネットワーク構築を目的として「ほっとあんしんネットワーク模擬訓練」を実施しました。今回は、外出目的を達成できる声かけにも取り組みました。			
		43 地域認知症ケアコミュニティ推進事業②	大牟田市介護サービス事業者協議会(主管:認知症ライフサポート研究会)と連携し、介護サービスの質の向上を目的に、「認知症コーディネーター養成研修」や「認知症ケア実践塾」をはじめとした各種研修事業を行う。	【継続】	ほっとあんしんネットワーク模擬訓練を通して、地域における緊急時のセーフティネットの構築とともに、日頃からお互いに声をかけ合える関係づくりの重要性を啓発していきます。		福祉課 (地域支援)
				引き続き、認知症コーディネーター養成研修を継続して実施し、パーソンセンタードケアの理念を理解し、本人や家族中心の地域包括ケアを、介護の現場や地域で実践していく人材の育成を進めていきます。			
		43 地域認知症ケアコミュニティ推進事業②	大牟田市介護サービス事業者協議会(主管:認知症ライフサポート研究会)と連携し、介護サービスの質の向上を目的に、「認知症コーディネーター養成研修」や「認知症ケア実践塾」をはじめとした各種研修事業を行う。	パーソンセンタードケアの理念のもと、本人や家族中心の地域包括ケアを推進していく人材育成のため、認知症コーディネーター養成研修を開催しました。(21期8名、22期10名)		福祉課 (地域支援)	
				【継続】	引き続き、コーディネーター養成研修を通して、パーソンセンタードケアの理念を理解し、本人や家族中心の地域包括ケア、介護の現場や地域で実践していく人材の育成を進めていきます。		

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度の取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
5 障害者に関する人権問題	①広報・啓発活動の推進 ・正しい理解と認識のための教育・啓発活動の推進 ・障害者福祉制度の周知	44 広報等による市民啓発	障害を理由とする差別の解消及び障害のある人が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁が除去されるよう、市民や事業者等に対し広報紙等を通じて、障害者等についての理解啓発を強化することで、障害のある人も障害のない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すため、障害についての知識・理解を深めるためリーフレットを作成し、出前講座等において活用するとともに、広報紙やホームページ等を通じて広く市民への周知を図る。また、事業者等と連携し合理的配慮に取り組むなど、障害に関する正しい知識・理解が深まるよう周知・啓発に努める。	・障害者理解のための周知啓発は、繰り返し実施する必要がある。また、多くの市民が目にすることができるよう、さまざまなメディア等を活用しながら取り組んでいく必要があります。 ・障害者差別解消法の改正により合理的配慮の提供が義務化された事業者については、合理的配慮についての理解啓発を図る取組が必要です。 ・障害者福祉のしおりや広報おおむた、ホームページのほか、SNS等も活用しながら広報活動を実施するとともに、市民がなじみやすいテーマの説明会等の機会の創出、さらには商工会議所等と連携した取組を実施するなど、広報・啓発活動に取り組めます。 ・市職員については、市役所等における合理的配慮に関する計画的なフォローアップ研修を計画し、継続的に実施します。また、市民や市内事業者に対しても合理的配慮の推進を進めます。		福祉課 (障害福祉)
				・国連の世界自閉症啓発デー(4/2)・発達障害啓発週間(4/2～4/8)に合わせた市庁舎のブルーライトアップや自閉症の人の作品展示を、ボランティア団体との共催事業として実施しました。また、同期間中は、子どもたちが絵を描いた青く光る瓶を庁舎窓口に設置するとともに、窓口職員全員が名札にブルーリボンを付けて業務に当たるなどして、市民への周知を図るとともに、職員の意識啓発にもつながるよう取り組みました。 ・広報おおむた、FMたんと、ホームページ等による啓発のほか、人権フェスティバルでの啓発ティッシュの配布をしました。 ・民間事業者による合理的配慮の提供が義務化された障害者差別解消法の改正に合わせ、前年度に引き続き、その内容を詳しく記載しているリーフレットを商工会議所の会員に配布しました。 ・市役所の新任主査等を対象に、障害者差別解消法に関する研修を計2回66名に実施しました。		
				【継続】	・障害者への理解を進めるためには、周知啓発活動を継続して行う必要がある。また、多くの市民に関心を持ってもらえるよう、SNS等さまざまなメディア等を活用しながら取り組む必要があります。 ・市職員に対しては、障害者差別解消法と合理的配慮の提供について正しい理解が進むよう継続的に研修を行っていく必要があります。 ・R6年4月に合理的配慮の提供が義務化された事業者については、障害者差別解消法について知っていただくとともに合理的配慮の提供が実践されるよう、今後も継続的な周知啓発が必要です。 ・障害者福祉のしおりや広報おおむた、ホームページのほか、SNS等も活用しながら、広報活動を継続していくとともに、市民がなじみやすいテーマの説明会等の機会の創出、さらには商工会議所等関係機関と連携した取組を実施します。 ・市役所内だけでなく、市民や市内事業者に対して合理的配慮についての理解促進と合理的配慮の提供を推進します。	

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
5 障害者に関する人権問題	②自立と社会参加の促進 ・スポーツ・文化芸術活動への参加促進 ・雇用・就労機会の促進 ・ボランティア活動の促進 ・相談支援体制の充実	45 相談支援事業	障害者や障害児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行う。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障害者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組む。	複雑・多様化する案件が増加する中で、安定した事業運営を行うためには、受け皿となる相談支援事業所の体制強化が必要です。		福祉課 (総合相談)
				身体障害、知的障害、精神障害及び発達障害に対応する相談支援事業を市内の指定一般相談支援事業者(4事業者)へ委託しています。 延べ相談対応件数は22,385件となり、福祉サービスの利用等に関する支援をはじめ、健康・医療に関する支援や社会参加・余暇活動に関する支援など多岐にわたって支援を行いました。		
				【継続】	精神障害者保健福祉手帳の所持者や複雑・多様化する案件が増加する中で、安定した事業運営を行うために、受け皿となる相談支援事業所の体制強化について検討します。	
		46 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、スポーツ大会開催事業	障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催するとともに、文化芸術活動の促進を図る。また、障害者スポーツの普及とスポーツを通じた交流を深めるため、障害者スポーツ大会を開催する。	・さらに多くの方々に事業に参加していただくためには、新しいメニューを取り入れるなどの事業内容の充実や、効果的な周知を行う必要があります。 ・広報おおむたやその他の媒体を活用した事業の周知を実施します。 ・利用者の声などをもとに、関係機関とメニューの内容等を検討しながら、事業の改善と充実に取り組みます。		福祉課 (障害福祉)
				・障害のある人の社会参加を促進する取組みとして、また、障害のある人となない人との交流を進めるため、だれもが参加できるアダプテッドスポーツを中心に、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催しました。		
				【継続】	・さらに多くの方々に事業に参加していただくためには、利用者の声などニーズをふまえた新しいメニューについて検討を行い、事業内容の充実を図るとともに、効果的な周知を行う必要があります。 ・広報おおむたやSNSなどの媒体を活用した事業の周知を実施します。 ・関係機関とニーズに合ったメニューの内容等を検討し、事業の充実に取り組みます。	

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度の取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
5 障害者に関する人権問題	②自立と社会参加の促進 ・スポーツ・文化芸術活動への参加促進 ・雇用・就労機会の促進 ・ボランティア活動の促進 ・相談支援体制の充実	47 福祉施設利用者の一般就労への支援	障害者就業・生活支援センターと連携し、福祉施設を利用している障害者の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業の利用を推進する。	・就労移行支援事業利用者が減少したことに伴い、一般就労への移行者が減少しています。利用者の障害特性にあった就労形態や事業所を選択することが重要です。 ・県と合同で実地指導を実施し、事業所ごとの支援内容を把握します。		福祉課 (障害福祉)
				・県と合同で就労継続支援A型事業所への運営指導をおこないました。 ・令和6年度の福祉施設利用者の一般就労移行者数は22人となりました。そのうち就労移行支援利用からの移行者数が10人、就労継続支援A型利用からの移行者数が9人、就労継続支援B型からの移行者数が3人となっています。		
				【継続】	・福岡県と合同で運営指導を実施し、事業所ごとの支援内容を把握します。 ・相談支援事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどの関係機関と連携し、適切な選択ができるよう支援します。	
	③特別支援教育の充実	48 教育相談事業	障害や発達障害等の特別な配慮を必要とする児童生徒については、学校や関係機関と連携し、きめ細やかな対応ができるよう教育相談の充実を図る。	今後も、障害や発達障害等の特別な配慮を必要とする児童生徒の多様な相談に対応していきます。そのために、教育相談室を中心に、通級指導教室や大牟田特別支援学校(支援部)、関係機関との連携を密にし、情報の共有を図りながら、児童生徒一人一人の発達段階や障害の程度に応じた専門的な教育相談の充実にさらに努めていきます。		学校教育課 指導室
				大牟田市教育相談室や大牟田特別支援学校(支援部)との連携を密にしながら、障害や発達障害による支援の必要性を感じている児童生徒の相談に応じるとともに、その後の対応などの方向性も提案しながら、より専門的な教育相談の充実に努めました。		
				【継続】	今後も、障害や発達障害等の特別な配慮を必要とする児童生徒の多様な相談に対応していきます。そのために、教育相談室を中心に、通級指導教室や大牟田特別支援学校(支援部)、関係機関との連携を密にし、情報の共有を図りながら、児童生徒一人一人の発達段階や障害の程度に応じた専門的な教育相談の充実にさらに努めていきます。	

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課	
				上記の課題等を踏まえたR6年度の取組内容・実績			
				方向性	課題及び今後の方向性		
5 障害者に関する人権問題	③特別支援教育の充実	49 交流教育推進事業	市内の特別支援学校、小・中学校の特別支援学級の児童生徒たちと、小・中学校等の児童生徒たちや地域社会の人々と活動等を共有し、ふれあう機会を設け、全ての子ども達の豊かな人間形成や社会性を図るとともに、障害のある児童生徒等に対する理解を推進する。	本事業の目的を達成するために、児童生徒や保護者のニーズを大切にしながら学校、関係機関等と連携を密にし、取組の充実を図っていきます。そのために、チラシ等で本事業の啓発を継続し、「すべての人に健康と福祉を」(SDGs)の達成に向けて、よりよい活動内容や方法を検討し、取り組みます。		学校教育課指導室	
				障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域の人々が、学校間交流や市民交流を行う中で、障害のある児童生徒への理解を深めました。大牟田特別支援学校では、天の原小学校や宮原中学校、有明高等専門学校等と、工夫しながら交流を行うとともに、市民交流「ふれあい共室」では、障害のある子ども・障害のない子ども・ボランティア・地域の方々と一緒に様々な活動を通して交流を深め、年8回の共室を開催しました。			
		50 特別支援教育支援員活用事業	小・中学校の通常学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童生徒に対し、きめ細やかな指導の充実を図るために、特別支援教育支援員を配置し、生活面や学習面において支援を行う。	【継続】	本事業の目的を達成するために、児童生徒や保護者のニーズを大切にしながら学校、関係機関等と連携を密にし、取組の充実を図っていきます。そのために、チラシ等で本事業の啓発を継続し、「すべての人に健康と福祉を」(SDGs)の達成に向けて、よりよい活動内容や方法を検討し、取り組みます。		
				今後も、支援を必要とする児童生徒の実態と要望に合わせた支援を行うため、人材確保に努めるとともに、各学校における支援計画及び支援員配置計画の充実を図るよう校内外の研修会の充実を図っていきます。		学校教育課	
				就学相談件数の増加に伴い、支援を必要とする児童生徒数も増加し、特別支援教育支援員の配置数も増えています。各学校においては、実態に応じた支援の充実のため、個別の支援計画と支援員の配置計画を作成し、学校全体での組織的な支援の実現に向けて取り組んできました。また、支援を必要とする児童生徒や支援の事例を学びたいという支援員の要望に応えるよう研修会(特別支援教育支援研修会:年2回実施)の内容充実に努めました。			
				【継続】	今後も、支援を必要とする児童生徒の実態と要望に合わせた支援を行うため、人材確保及び支援の充実に努めるとともに、各学校における支援計画及び支援員配置計画の充実を図るよう校内外の研修会の充実を図っていきます。また、学校内(支援員・担任・管理職を含めた全職員)や学校外(支援員を含めた保護者との面談等)での連携充実を図っていきます。		

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度 of 取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
6 外国人に関する人権問題	①国際理解のための教育・啓発の推進	51【再掲】 3 人権思想の普及事業	同和問題をはじめとする人権問題に対し、正しい理解と認識を深めるために、街頭啓発や広報・HP等による情報提供を行う。	【再掲 人権問題全般 3 人権思想の普及事業 参照】		
	②住みやすい環境づくり ・外国人にも配慮した環境づくり ・相談体制の充実	52 在住外国人への支援	多様な言語による行政・生活情報の提供のため、市の公式ホームページにおける多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)の情報提供を行うとともに、英語・中国語版市勢要覧(ダイジェスト版)の発行を行う。	新型コロナウイルス感染症の5類感染症以降に伴い、外国人観光客は全国的に徐々に回復しています。今後も引き続き、国や県、または国際交流団体などの支援状況を見ながら、ホームページ等を活用し、外国人登録者や外国人観光客など外国人向け生活情報等の周知に努めます。	これまでに引き続き、国や県などが作成した在住外国人等に対する生活支援情報について、窓口を有する課等へ情報共有するとともに、本市の公式ホームページに掲載するなど、市内に在住または来訪される外国人へ周知を行いました。	総合政策課
			【継続】	新型コロナウイルス感染症の5類感染症以降に伴い、外国人観光客は全国的に徐々に回復しています。今後も引き続き、国や県、または国際交流団体などの支援状況を見ながら、ホームページ等を活用し、外国人登録者や外国人観光客など外国人向け生活情報等の周知に努めます。		

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度の取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
7 病者等に関する人権問題	①正しい知識の普及・啓発活動の推進	53【再掲】 3 人権思想の普及事業	同和問題をはじめとする人権問題に対し、正しい理解と認識を深めるために、街頭啓発や広報・HP等による情報提供を行う。	【再掲 人権問題全般 3 人権思想の普及事業 参照】		
		54 新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識の普及・啓発	新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行うことにより、感染者等の人権問題にも配慮した情報提供を行う。	感染症法上の位置づけが5類に移行したこと、また、国が実施する臨時特例接種であるワクチン接種が令和6年3月31日で終了したことに伴い、新型コロナウイルス感染症については、インフルエンザと同様に特別な対応をとる必要はなく、基本的な感染対策が個人の判断に委ねられることとなったため、特別な知識の普及・啓発の取り組みは不要となりました。		
					保健衛生課 人権・同和・男女共同参画課	
	【終了】	令和5年度で事業終了				
	②病者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備	55 新型コロナウイルス感染症に関して人権に配慮した相談窓口の普及啓発	新型コロナウイルス感染症に関して、感染者本人やその家族、医療従事者等やその家族への差別や偏見など人権に関しての相談窓口について市民への周知を行う。	感染症法上の位置づけが令和5年5月にインフルエンザと同じ5類へ移行したや福岡県が啓発を終了したことに伴い、新型コロナウイルス感染症に伴う人権に関しての相談窓口の市民周知を終了しました。終了後は、他の感染症に関する人権相談と同様の取り扱いとしています。		
						人権・同和・男女共同参画課 保健衛生課
		【終了】	令和5年度で事業終了			

人権問題	取り組みの基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度の取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
8 インターネット等による人権侵害問題	①情報モラル教育の充実	56 保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業	非行防止教室の一つとして、情報モラル学習などを各学校で取組む。	①スマートフォンやタブレットの活用に関するルールやマナーを身につけさせるための情報モラル教育を児童生徒の発達段階に応じて学校の教育計画に位置づけて計画的に実施します。 ②「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」等において、小学3年生以上の全学年において、外部の専門家を活用した「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止に係る授業やネットにおけるトラブル事例に係る授業」を実施します。		学校教育課 指導室
		各学校においては、児童生徒のSNSやスマートフォン依存への予防やネットによる誹謗中傷・いじめ防止等も含めた児童生徒の非行防止に係る情報モラル学習を教育指導計画に位置づけ、児童生徒の発達段階に応じた取組を実施しました。また、外部のNPO法人等の外部専門家を活用し、「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止に係る授業」をオンラインも含め、すべての学校で実施することができました。保護者・児童生徒に対しては、スマホやタブレットの使用に関するリーフレットを配布して、家庭における正しい利用の仕方を啓発しました。				
			【継続】	①スマートフォンやタブレットの活用に関するルールやマナーを身につけさせるための情報モラル教育を児童生徒の発達段階に応じて学校の教育計画に位置づけて計画的に実施します。 ②「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」等において、小学3年生以上の全学年において、外部の専門家を活用した「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止に係る授業やネットにおけるトラブル事例に係る授業」を実施します。		
		57【再掲】 21 インターネット適正利用啓発事業	インターネットの適正な利用について、街頭啓発活動や講習会等を行い、青少年や保護者等の啓発を図る。	【再掲 3子どもに関する人権問題 21 インターネット適正利用啓発事業 参照】		
	②個人情報の保護等に関する広報・啓発活動の推進	58【再掲】 3 人権思想の普及事業	同和問題をはじめとする人権問題に対し、正しい理解と認識を深めるために、街頭啓発や広報・HP等による情報提供を行う。	【再掲 人権問題全般 3 人権思想の普及事業 参照】		

人権 問題	取り組みの 基本的方向	取組事業	事業概要	課題及び今後の方向性(昨年度記載分)		担当課
				上記の課題等を踏まえたR6年度取組内容・実績		
				方向性	課題及び今後の方向性	
9 さまざま な人権問 題	(1)刑を終えて出所した人に関する問題 (2)犯罪被害者に関する問題 (3)国際的紛争等に巻き込まれた人た ちに関する問題 (4)ホームレスの人た ちに関する問題 (5)性的少数者の人権 (6)東日本大震災に起 因する人権 (7)奄美群島から移住 してきた人 (8)その他の人権問題	59【再掲】 3 人権思想の普及事業	同和問題をはじめとする人権問題 に対し、正しい理解と認識を深める ために、街頭啓発や広報・HP等 による情報提供を行う。	【再掲 人権問題全般 3 人権思想の普及事業 参照】		